

令和3年度 富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 公認会計士 海下 巧

1. 監査のテーマ

道路事業に関する事務の執行及び管理について

2. テーマの選定理由

道路は県民の日常生活や経済産業活動を支える重要な社会資本であり、幹線道路から生活道路に至るまでの道路の整備及び維持管理は、円滑な交通の確保を図る重要な役割を担っている。これに加え、最近では豪雨や豪雪などの災害が頻発しており、災害に強い道路の整備は県民の高い関心を集めるところである。

一方、高度経済成長期を中心に整備された道路、橋梁、トンネル等は長寿命化対策が喫緊の課題であり、ライフサイクルコストの縮減を考慮した整備、管理を進める必要に迫られている。

このような中、富山県は、八つの重点政策・八十八の具体策ロードマップにおいて「令和の公共インフラ・ニューディール政策」の推進を掲げ、令和3年度予算は道路ネットワークの整備 62 億円、安全・安心のみちづくり 174 億円、老朽化対策 68 億円など、県の財政に占める割合がかなり大きなものとなっている。

また、富山県の管理する道路は 288 路線 2,474.4km(県の管理する国道が 8 路線 304.2km、県道が 280 路線 2,170.2km；令和2年4月1日現在)と、資産規模も大きなものであり、徹底した管理が望まれる。

このように、道路事業は県民の生活及び産業に大きく関わり関心が高いこと、道路事業は財政規模、資産規模が大きいこと、また、過去において道路事業に焦点を絞った包括外部監査が行われていないことから、道路事業に関する事務の執行及び管理について、法令や規則に従って適正に執行されているかのみならず、経済性、効率性や有効性について検討することが有用であると考え、特定の事件として選定した。

3. 監査対象

土木部（道路課、都市計画課、管理課、富山土木センター、富山土木センター立山土木事務所、新川土木センター、新川土木センター入善土木事務所、高岡土木センター、高岡土木センター氷見土木事務所、高岡土木センター小矢部土木事務所、砺波土木センター）
富山県道路公社

なお、本包括外部監査では土木部道路課及び都市計画課の管轄する国道及び一般県道、並びに富山県道路公社の管轄する立山有料道路、能越自動車道を監査対象としており、農林水産部が管轄する農道や林道、土木部の各港湾管理局の管轄する臨港道路等は対象としていない。

4. 監査の対象年度

原則として令和2年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な着眼点

- ① 道路の建設、維持管理に係る事業が効率的に行われ、限りある予算が無駄なく有効に使われているか。
- ② 規則等は適切に整備され、また実体に合うよう適切に改正されているか。
- ③ 現状に合致した整備計画、管理計画が策定され、実行されているか。また、事前評価、事後評価は適切か。
- ④ 事前事後の評価に基づく対策・対応は適切に行われているか。
- ⑤ 建設や維持管理に係る業者選定、契約、発注、検査が適切に行われているか。
- ⑥ 台帳等が整備され、資産管理が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

諸資料の閲覧、所轄部署に対する質問、計画と実績の比較等の分析、視察及び観察、サンプリングによる事務手続の検証を中心として実施する。

(3) 外部監査の実施期間

令和3年7月1日から令和4年3月24日まで

(4) 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	海下 巧	公認会計士
補助者	布目 剛	公認会計士
補助者	蒲田 和史	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	柴 義公	公認会計士
補助者	橋本 理華	公認会計士

包括外部監査の対象としたテーマにつき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

6. 語句の説明

当報告書では監査の結果、発見された事項を「指摘」及び「意見」に区分した。両者の定義は、次のとおりである。

「指摘」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む。）、あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

7. 主な指摘事項及び意見

本監査の結果から、様々な課題が認識された。致命的ともいえる指摘は無かった一方で、軽微なミスが散見された。道路の整備や管理、防災・減災等の実施への取組みには高い意識のもと、熱意を感じることができたが、総合評価方式による一般競争入札の適用や、工事成績の採点等においては、定められたことを形式的に実施している心証があった。かかる点を改善し、コスト削減や技術力の向上の促進に改善の余地があるように思われた。

本監査の結果を受けて、道路事業に限らず、他の分野においても同様事象がないかなど検討し、必要な見直しが望まれる。

(1) 道路整備総論（道路の新設、改良、老朽化対策、ライフサイクルコスト）

県の管轄する道路には、将来的には4車線化するが暫定2車線で供用している道路が6路線6区間ある（この他、整備に着手している1区間ある）。これらの区間の総延長は21.3kmで、現在までに4車線で供用されている区間の総延長は2.0kmである。このうち1区間1.8kmを除き、将来的な4車線拡幅に必要な土地を含め用地を取得済みである。これらについては、予算がつけば4車線化工事開始、供用となるが、今後さらに県の財政が厳しくなると見込まれ、計画されているすべての路線・区間について予算措置されない可能性もある。その場合には、既に取得済の用地については用地取得費用について経済的損失が生じることになる。

着手済みの事業については、他の目的への利用や売却等をするには制約があり、事業の大幅な変更は難しいと思われるが、今後新たに事業を計画する場合には、費用便益比など事前評価、再評価を慎重に検討し、選択と集中を図ることが望まれる。

(2) 入札から工事完了までに係る事務処理

総合評価方式では、入札業者の施工能力、地域性・社会性等を数値化、加算することになっているが、実際には、「優良表彰」、「地域性」以外の点数はほとんど差が生じておらず、「優良表彰」、「地域性」のみが有意差となっている。また、総合評価方式による評価につながる工事成績採点表においては、どの工事（業者）についても評点結果は概ね一律のものであった。両者はともに、優秀な技術、施工体制、工夫等を持つ業者が評価されて次回以降も落札されるようにするものであることに加え、評点の通知を通じて業者側へのレベル向上を促進するものであるから、優秀な技術、施工体制、工夫等の加点要素について厳格に評価し、具体的・客観的に記録することが必要であり、加えて、総合評価方式において、工事毎に必要な技術やノウハウを持つ業者が選定される評価、運用が望まれる。

一般競争入札に関して、契約当初の工事設計書の設計ミスにより必要となる材料費が設計金額に反映されていなかった事例があった。設計書の違算防止を目的として工事設計審査表を活用しているにもかかわらず、当該設計ミスが確認時に発見されなかったものであ

る。契約時において重要な項目が脱漏すること等がないように、契約内容について大局的にチェックできるような仕組みづくりを行うことが重要であると考え。

また、設計変更額の増加率が大きい工事における契約変更について、変更後の見込み金額が変更前の金額の30%を超える工事である場合には、原則として別件により発注することとなっているにもかかわらず、工事変更施行伺の変更理由書に簡単な理由の記載のみで変更契約としている事例があった。安易に当初契約の変更を認めることなく、別件発注を行わないことの合理性について検討し、当該検討過程の記載を残すことが望ましい。

支払に関して、業者から請求書を受領後、担当者による支出決議書の作成が遅れたことにより、支払い遅延した事例があった。支出命令は遅滞なく行う必要があり、請求書の受理をした場合、内容などを確認し適正なものと認めるときは、速やかに支出命令を行う必要がある。

(3) 道路の管理

道路台帳システムの開発を外部業者に委託、作成したが、表示面で不備が散見された。完成検査の際に、仕様どおりのものとなっているか検査をしていると思われるが、土木センター名の表示や図面対照番号の表示など基本的な事項のチェックが見落とされている。システム開発に関する検査は、項目のひとつひとつを詳細にチェックし、漏れがないようにされなければならない。

道路台帳の修正を外部委託するにあたり、実際には道路の舗装補修を行っていたにもかかわらず、受託者へ提示した委託料の積算資料から抜けている箇所があり、委託先からの連絡で判明したという事例があった。積算資料については、担当者以外の者が複数回確認を行うことになっているが、徹底されておらず改善が必要である。

現在は通行止めにし、利用されていないトンネルについて、現存しているためにトンネル台帳に記載しているが、台帳の記載では、現在利用中のトンネルなのかどうか判別できない。台帳に現況の記載が必要と思われる。また、当該トンネルは、閉鎖トンネルであるものの、取り壊しとなっていないことから、現況は片側入口からは侵入が可能な状況との回答があったが、危険回避のため、完全に侵入不可能な状態にすべきであると考え。

道路台帳の電子化の進捗状況は、TIFF データで98%、CAD データで54%にとどまっている。CAD データの方が、TIFF データよりも優れている点が多く、CAD によるデータ化を進めるべきと考える。

また、トンネル台帳は紙形式でありデータ化されていない。事務の有効性や効率化、DX の促進を図るため、トンネル台帳のデータベース化が望まれるが、その際には、紙面ベースの記載履歴のほか、他の管理台帳と関連付ける情報を含めるなど、情報の充実を検討されたい。

道路占用に関し、道路法では道路管理者（富山県）が占用の許可を与える場合には事前に管轄する警察署との協議が必要とされているが、警察署からの回答が届く前に申請を許可した事例があった。法令は遵守するべきであり、実務上、やむを得ない場合があるのならば、次善の策を構築する必要がある。

道路保全に関し、各種業務（パトロール業務、道路維持管理業務、路面清掃業務など）の

外注化を進めてきているが、それによってどのようなメリット・デメリットがあるのか（事前）、あったのか（事後）の評価検証がなされていない。品質面、コスト面で、今後の道路保全業務をより良いものとするための材料とすべく、評価を行うべきである。

また、令和2年度までは道路パトロールを職員と業者（外注）で折衷して実施していたものが、令和3年度からは、全面的に業者に委託して実施することになったが、職員によるパトロールと同等の質の維持確保が課題として残る。

委託契約の内容を検証したところ、同一業務にもかかわらず、土木センター・土木事務所間で契約内容・方法が異なる場合が見られた。入善土木事務所を除いて、照明灯の管理については点検業務もしくは管理業務の名称で民間委託されているが、入善土木事務所では該当する契約を交わしておらず、道路状況情報収集業務等で損傷状況を確認し、別途小規模修繕工事に対応している。富山土木センターでは、安全施設維持管理業務、緊急時道路状況点検業務、夜間道路状況点検業務について民間委託されているが、その他の土木センター・土木事務所ではこれらに該当する契約は交わされておらず、県職員が直接対応するか、もしくは小規模修繕工事として対応が図られている。新川土木センターと氷見土木事務所を除く6つの土木センター・土木事務所において、道路維持管理業務と路面維持管理業務を外部委託しているが、新川土木センターと氷見土木事務所では路面維持管理業務を外部委託しておらず、別途小規模修繕工事や舗装補修工事に対応している。各土木センター・土木事務所間に地域ごとの個別事情があると推測されるため一概に言えないが、各土木センター・土木事務所のやり方を比較分析し、3Eの観点などから最もよいやり方を検討してみる必要がある。土木センター・土木事務所間で施策等を共有化し、相互に良いところを取り入れることをしてはどうかと考える。

（４） 防災対策

凍結防止剤の管理について、購入数量及び在庫数量を記録していない事例があった。凍結防止剤については、適時散布のため一定量の保存が必要である一方で、年度をまたぐ場合の品質の低下は免れず過剰な在庫は無駄となる。このため、凍結防止剤の適切な数量管理を行うため、受払簿の作成が望まれる。

（５） 重機・備品等の管理

建設機械台帳（除雪関係機械等の台帳）に稼働及び維持修理の経歴が記載されていない土木センターがあった。いずれも、稼働状況の把握のために、国（旧建設省）からの通知「建設機械整備費補助金により取得した建設機械の管理、処分等に関する取扱要領について」第8に従い、台帳への記録が求められており、適時に記録する必要がある。

（６） 富山県道路公社

簡易キャッシュフローの状況から債務償還年数を試算してみたところ、令和3年度計画では新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり20年を大幅に超える状況となっている。現状の課題、問題点等を洗い出し、改善策等の検討を行い、長期的な事業計画、資金計画を策

定する必要があると考える。また立山有料道路の料金の徴収期間が令和 23 年 11 月、能越自動車道の料金徴収期間が令和 24 年 6 月であり、それまでに借入金及び出資金が償還できるかについても、同時に検討する必要がある。

支出負担行為決議書兼支出回議書兼支払伝票のファイルを査閲したところ出納役の決裁印は確認できたが、決裁日（審査日）の記載がなく、いつ決裁されたのかわからない伝票が散見された。出納事務担当者が金銭を支払う場合には、債権者からの請求書その他取引を証する書類に基づいて作成された支払伝票により、出納役の決裁を得て行うものとしているため、決裁日を明確にしておく必要がある。

道路占用許可に関する書類一式を確認したところ、起案書の決裁欄に日付の記入がなかった。また更新に関する許可に関しても、起案書に決裁欄の日付のないものが散見された。富山県道路公社事務決裁規程にしたがい、決裁日を明確にしておく必要がある。

固定資産管理について、固定資産台帳と現物の照合を実施しているものの照合した証跡がなかった。また、サンプル抽出により、現物確認を実施したところ、固定資産番号がないため、台帳との照合が難しかったものがあつた。さらに、固定資産・物品の中で、固定資産台帳及び物品台帳に記載されていないものがあつた。現物には固定資産番号が記載されたシール等を貼付し、固定資産台帳等は漏れなく記載したうえで現物照合を実施、記録するなど、適切に固定資産管理することが望まれる。